

Z—66—E 〔第一問〕 相続税法 解答速報

〔 問1の解答は1枚目から3枚目に、問2の解答は
4枚目及び6枚目の所定の箇所に記入しなさい。 〕

問1

(1) 債務控除の範囲
① 無制限納税義務者及び法施行地に住所を有する特定納税義務者の債務控除の範囲 (7点)
相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下(1)において同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者又は法施行地に住所を有する特定納税義務者である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次のものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。
イ 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
ロ 被相続人に係る葬式費用
② 制限納税義務者及び法施行地に住所を有しない特定納税義務者の債務控除の範囲 (3点)
相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は法施行地に住所を有しない特定納税義務者である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるもの及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次のものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。
イ その財産に係る公租公課
ロ その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
ハ イ、ロの債務を除くほか、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
ニ その財産に関する贈与の義務
ホ イからニの債務を除くほか、被相続人が死亡の際法施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、その営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

問 2

(1) 相続税の納税地
① 法施行地に住所を有する者 (3点)
居住無制限納税義務者又は特定納税義務者については、法施行地にある住所地（法施行地に住所を有しないこととなった場合には、居所地）をもって、その納税地とする。
② 法施行地に住所を有しない者及び出国する者 (5点)
非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者及び居住無制限納税義務者又は特定納税義務者で法施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。
その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。
(2) 相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限
① 本来の提出義務者及び提出期限 (8点)
相続又は遺贈（相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算及び相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額。以下同じ。）の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税額（配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないものとして計算した金額。）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
② 提出期限の特例 (3点)
(1)又は(2)に該当する者が納税管理人の届出をしないでそれぞれの期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日までに期限内申告書を提出しなければならない。
(3) 各人の提出先及び提出期限
乙：提出先 B市の所轄税務署長 提出期限 平成29年2月20日 (2点)
丙：提出先 D市の所轄税務署長 提出期限 平成29年2月20日 (2点)
丁：提出先 C市の所轄税務署長 提出期限 平成28年8月1日 (2点)

Z—66—E 〔第二問〕 相続税法 解答速報

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地I	子 A	㊦151,085,450	① $200,000 \times 0.99 + 120,000 \times 0.98 \times 0.03 + 100,000 \times 0.98 \times 0.02$ $+ 140,000 \times 0.99 \times 0.02 = 206,260$ ② $① \times 750\text{m}^2 = 154,695,000$ ③ $② - ② \times \frac{25\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times 0.7 = 151,085,450$
居宅J	子 A	㊦24,000,000	$24,000,000 \times 1.0 = 24,000,000$
宅地K	子 A	㊦285,120,000	① $\frac{120,000 \times 18\text{m} + 130,000 \times 42\text{m}}{60\text{m}} = 127,000$ ② $127,000 \times 0.90 + 100,000 \times 0.90 \times 0.05 = 118,800$ ③ $② \times 3,000\text{m}^2 = 356,400,000$ ④ $③ \times \frac{80}{100} = 285,120,000$

(5点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き) (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地L	子 C	①22,000,000	$20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000$
N銀行O支店 普通預金	子 B 子 C 孫 E 子 H	①25,000,000 25,000,000 25,000,000 25,000,000	$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$
N銀行O支店 証券投資信託 受益証券	子 H	①10,015,937	$1 \times 10,000,000 + 20,000 - *4,063 = 10,015,937$ ※ $20,000 \times 20.315\% = 4,063$
Pに対する貸付 金債権	子 C	①10,014,400	$10,000,000 + *14,400 = 10,014,400$ ※ $10,000,000 \times 1.46\% \times \frac{36日}{365日} = 14,400$
その他の財産			
家庭用財産	子 A	500,000	
生命保険契約に 関する権利	養子 D	①8,000,000	

(5点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き) (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないM社株式)の価額の計算

イ 評価方法の判定

$$\frac{20,000\text{個} + 15,000\text{個} + 4,000\text{個} + 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 82\% > 50\% \quad \therefore \text{同族株主のいる会社の同族株主}$$

子 B $\frac{8,000\text{個} + 4,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\% \quad \therefore$ 原則評価

養子 D $\frac{2,000\text{個} + 10,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\% \geq 5\% \quad \therefore$ 原則評価 ①

孫 E $\frac{2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 4\% < 5\%$ Eを中心に判定 $\frac{2,000\text{個} + 15,000\text{個} + 12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 58\% \geq 25\%$ (中心的な同族株主)

∴ 原則評価 ①

(2点)

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
資産	① 735,000,000	885,000,000	750,000,000 - 15,000,000 = 735,000,000 900,000,000 - 15,000,000 = 885,000,000
保険金請求権	① 20,000,000	20,000,000	
合計	755,000,000	905,000,000	

(2点)

(ロ) 負債の部

(単位：円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
負債	500,000,000	500,000,000	
未払固定資産税	① 2,500,000	2,500,000	
未払法人税等	① 12,000,000	12,000,000	
未払消費税等	15,000,000	15,000,000	
退職手当金等	① 3,000,000	3,000,000	$3,000,000 + 500,000 - 500,000 = 3,000,000$
保険差益に対する法人税等	① 555,000	555,000	$(20,000,000 - 15,000,000 - 3,000,000 - 500,000) \times 37\% = 555,000$
合 計	533,055,000	533,055,000	

(4点)

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程
① $905,000,000 - 533,055,000 = 371,945,000$
② $755,000,000 - 533,055,000 = 221,945,000$
③ $① - ② = 150,000,000$
④ $③ \times 37\% = 55,500,000$
⑤ $\frac{① - ④}{50,000株} = 6,328.9 \rightarrow 6,328$ ②

(2点)

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
M社株式			<p>(1) 類似業種比準価額</p> $150^{※1} \times \left(\frac{10^{※2} + \frac{52^{※3}}{15} \times 3 + \frac{490^{※4}}{205}}{5} \right) \times 0.6 = 289.8$ ① <p>※1 $150 < 155 < 160 < 165 \therefore 150$</p> <p>※2 $\frac{10,000,000 - 5,000,000 + 5,000,000}{2} \div \frac{25,000,000}{50} (500,000株) = 10$</p> <p>※3 イ $\frac{50,000,000}{500,000株} = 100$ 口 $\frac{(50,000,000 + 2,000,000) \div 2}{500,000株} = 52$ ハ イ > 口 $\therefore 52$</p> <p>※4 $\frac{25,000,000 + 220,000,000}{500,000株} = 490$</p> <p>$289.8 \times \frac{500}{50} = 2,898$①</p> <p>(2) 純資産価額 6,328</p> <p>(3) 併用方式</p> <p>※ $2,898 \times 0.75 + 6,328 \times (1 - 0.75) = 3,755$</p> <p>※ $2,666 < 6,328 \therefore 2,898$</p> <p>$3,755 - 100$① = 3,655</p> <p>子 B $29,240,000$ $3,655 \times 8,000株 = 29,240,000$</p> <p>養子 D $36,550,000$ $3,655 \times 10,000株 = 36,550,000$</p> <p>孫 E $7,310,000$ $3,655 \times 2,000株 = 7,310,000$</p>

配当期待権	子 B	① 636,640	$100 \times (1 - 20.42\%) \times 8,000 \text{株} = 636,640$
	養子 D	795,800	$100 \times (1 - 20.42\%) \times 10,000 \text{株} = 795,800$
	孫 E	159,160	$100 \times (1 - 20.42\%) \times 2,000 \text{株} = 159,160$

(4点)

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
退職手当金等			
M社死亡退職金	子 A	0	$3,000,000 + 500,000 - *500,000 = 3,000,000$ ① ※ $500,000 \leq 100,000 \times 6 \text{月} \therefore 500,000$ $3,000,000 - *3,000,000 = 0$ ※ 退職手当金等の非課税
			(退職手当金等の非課税金額の計算) $5,000,000 \times 5 \text{人 (法定相続人の数)} = 25,000,000 \geq 3,000,000$ 3,000,000 ①

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
	養子 D	7,500,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$ $20,000,000 - *12,500,000 = 7,500,000$ ※ 生命保険金等の非課税
	孫 E	①20,000,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$
	子 B	7,500,000	$20,000,000 - *12,500,000 = 7,500,000$ ※ 生命保険金等の非課税
			(生命保険金等の非課税金額の計算) ① $5,000,000 \times 5 \text{人(法定相続人の数)} = 25,000,000$ ② $20,000,000 + 20,000,000 = 40,000,000$ ③ ① < ② ∴ 25,000,000 ④ $25,000,000 \times \frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$ ① 孫Eは相続人でないため、非課税の適用なし。
上記以外の相続又は遺贈によるみなし相続財産			
保証期間付定期金に関する権利	子 A	①3,990,000	① 3,990,000 ② 3,990,000 ③ $1,000,000 \times 3.990 = 3,990,000$ ∴ 3,990,000

(5点)

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

(対象宅地及び減額割合があていれば①)

① 減額単価

宅地 I (居)	$\frac{151,085,450}{750\text{m}^2} = 201,447.26\dots$	161,157.813\dots (0.8)	(161,157.813\dots \times 0.825 = 132,955.195\dots)
宅地 K (同)	$\frac{285,120,000}{3,000\text{m}^2} = 95,040$	76,032 (0.8)	
宅地 L (貸)	$\frac{22,000,000}{500\text{m}^2} = 44,000$	22,000 (0.5)	(22,000 \times 0.5 = 11,000)

132,955.195\dots > 76,032 > 11,000

② 選択

$400\text{m}^2 \times \frac{200}{400} + 330\text{m}^2 \times \frac{200}{330} > 200\text{m}^2 \quad \therefore \text{完全併用}$

特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価額から減額される金額
宅地 I $151,085,450 \times \frac{330\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 53,182,078$	子 A	① 53,182,078
宅地 K $76,032 \times 400\text{m}^2 = 30,412,800$	子 A	① 30,412,800

(3点)

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務	子 A	① 2,210,000	$200,000 + 200,000 + 1,800,000 + 10,000 = 2,210,000$
	子 C	200,000	

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用(続き)

(単位:円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
葬式費用	子 A	①3,800,000	$300,000 + 1,000,000 + 1,000,000 + 1,500,000 = 3,800,000$ 香典返戻費用は控除できない。 香典収入は贈与税の非課税。

(2点)

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成25年	子 A	—	相続開始前3年以内でないため適用なし。①
平成25年	孫 E	①2,000,000	
平成26年	孫 E	0	$2,000,000 \leq 15,000,000$ ①
平成27年	孫 F	—	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。
平成28年	人格のない社団 V	—	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし。①
平成28年	孫 E	①1,200,000	教育資金管理残額

(5点)

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成23年	子 C	①27,000,000	
平成27年	子 C	1,000,000	

(1点)

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	子 A	子 B	子 C	養子 D	子 H	孫 E		計
相続又は遺贈による 取得財産	377,110,572	54,876,640	57,014,400	45,345,800	35,015,937	32,469,160		
みなし取得財産	3,990,000	7,500,000		7,500,000		20,000,000		
相続時精算課税の適 用を受ける贈与財産			28,000,000					
債務及び葬式費用	△ 6,010,000		△ 200,000					
生前贈与加算 (暦年課税分)						3,200,000		
課税価格 (1,000円未満切捨て)	375,090,000	62,376,000	84,814,000	52,845,000	35,015,000	55,669,000		665,809,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
665,809 千円		30,000+6,000×5人 =60,000① 千円		605,809 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
子 A	$\frac{1}{5}$	121,161		31,464,400	
子 B	$\frac{1}{5}$	121,161		31,464,400	
子 C	$\frac{1}{5}$	121,161		31,464,400	
養子 D	$\frac{1}{5}$	121,161		31,464,400	
子 H	$\frac{1}{5}$	121,161		31,464,400	
	①				
合計	5人	1		(100円未満切捨て) 157,322,000円	

(2点)

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分		相続人等						計
		子 A	子 B	子 C	養子 D	子 H	孫 E	
算出税額		88,628,884	14,738,636	20,040,444	12,486,585	8,273,588	13,153,860	
加算又は減算	相続税額の2割加算額				2,497,317		2,630,772	
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						△212,000	
	障害者控除額			△1,840,000		△3,000,000		
	相次相続控除額	△4,528,626	△753,099	△1,023,999	△638,029	△422,762		
差引税額		84,100,258	13,985,537	17,176,445	14,345,873	4,850,826	15,572,632	
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)				△600,000				
納付税額 (100円未満切捨て)		84,100,200	13,985,500	16,576,400	14,345,800	4,850,800	15,572,600	

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算(対象者①)	養子 D 孫 E	2,497,317 2,630,772	$12,486,585 \times \frac{20}{100} = 2,497,317$ $13,153,860 \times \frac{20}{100} = 2,630,772$
贈与税額控除 (暦年課税分)	孫 E	①△ 212,000	$(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 530,000$ $530,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 212,000$

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
障害者控除	子 H	△ 3,000,000	$200,000 \times (85\text{歳} - 70\text{歳}) = 3,000,000$
	子 C	①△ 1,840,000	① $200,000 \times (85\text{歳} - 64\text{歳}) = 4,200,000$ ② $200,000 \times (85\text{歳} - 62\text{歳}) - 2,760,000 = 1,840,000$ ③ ① > ② ∴ 1,840,000
相次相続控除	子 A	△ 4,528,626	$10,000,000 \times \frac{662,612,509}{200,000,000 - 10,000,000} (> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100}) \times \frac{10-2}{10}$ $= 8,000,000$ ① $8,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{375,090,572}{662,612,509} = 4,528,626 \\ \frac{62,376,640}{662,612,509} = 753,099 \\ \frac{84,814,400}{662,612,509} = 1,023,999 \\ \frac{52,845,800}{662,612,509} = 638,029 \\ \frac{35,015,937}{662,612,509} = 422,762 \end{array} \right.$ (算式①) 孫Eは相続人でないため適用なし。
	子 B	△ 753,099	
	子 C	△ 1,023,999	
	養子 D	△ 638,029	
	子 H	△ 422,762	

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算(続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	子 C	①600,000	① H23年分 $(27,000,000 - 25,000,000) \times 20\% = 400,000$ ※ $27,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$ ② H27年分 $1,000,000 \times 20\% = 200,000$ ③ ①+②=600,000

(6点)

3 各受贈者が納付すべき平成28年分の贈与税額の計算

(単位:円)

受贈者	金額	計算過程
孫 F	①365,000	$(4,200,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 365,000$
人格のない 社 団 V	①90,000	$(2,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 90,000$

(2点)

第 67 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 66 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は第 67 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より第 67 回税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第 67 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
8/8	9	10	11 (山の日)	12	13	14
← → 第 66 回税理士試験本試験						
15	16	17	18	19	20	21
【無料説明会】 各科目の概要や、WEB 講座のコース体系・内容、受講するメリットなどをお伝えします。			相続税法	法人税法	科目別 WEB 講座無料説明会 (20:00~)	
22	23	24	25	26	27	28
無料説明会 (20:00~)			WEB 講座開講前無料オリエンテーション (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法		法人税法
29	30	31	9/1	2	3	4
無料オリエンテーション (20:00~)			WEB 講座無料体験講義 (20:00~)			
簿記/財表		消費税法		相続税法		法人税法
5	6	7	8	9	10	11
無料体験講義 (20:00~)			【無料オリエンテーション】 WEB 講座の受講にあたって、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。		【無料体験講義】 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。	
簿記/財表		消費税法				

WEB 講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です (事前に環境の確認ができます)。

Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド (録画) 配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末 (対応機種) でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!